

○伊達市噴火湾文化研究所における科学研究費補助金の研究実施規程

平成 23 年 1 月 7 日

教育委員会教育長訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、伊達市噴火湾文化研究所(以下「研究所」という。)が行う研究のうち、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める科学研究費補助金(以下「科研費」という。)を受けて行う研究について、その取扱の方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(研究を行う職)

第 2 条 研究活動を行うことを職務に含むものとして所属し、研究活動に実際に従事する者は伊達市教育委員会職員職名規則(昭和 57 年教育委員会規則第 1 号)第 1 条に規定する学芸員並びに伊達市教育委員会専門委員設置規則(平成 19 年教育委員会規則第 1 号)第 2 条に規定する埋蔵文化財専門委員及び噴火湾文化専門委員の職種にあるもの(以下「研究者」という。)である。

(研究計画の策定)

第 3 条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、他の業務に支障を及ぼさない範囲において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

2 当該研究計画を立案し実施する研究者は、あらかじめ、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該調書の写しを研究所長に提出するものとする。

(研究の実施)

第 4 条 研究者は、科研費による研究を行う場合は、研究所の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱)

第 5 条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程にかかわらず、当該研究の研究成果について自らの判断で公表することができる。また、公表にあたっては、職務として自発的に学会等に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第 6 条 科研費による研究を行う研究者は、科研費制度に係る規程及び交付の際に付される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書の写しを研究所長に提出するものとする。

(最高管理責任者)

第 7 条 研究所に、科研費に関する執行及び管理の最高管理責任者を置き、教育部長をもって充てる。

2 最高管理責任者は研究所全体を統括し、科研費の執行及び管理について最終責任を負い、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が責任を持って科研費の執行及び管理が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。

(統括管理責任者)

第 8 条 研究所に、科研費に関する執行及び管理の統括管理責任者を置き、研究所長をもって充てる。

2 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的科研費の執行及び管理について研究所全体を統括する実質的な責任と権限を有する。

(コンプライアンス推進責任者)

第 9 条 研究所に、科研費に関する執行及び管理のコンプライアンス推進責任者を置き、文化財係長をもって充てる。

2 コンプライアンス推進責任者は、科研費の執行及び管理について、実務上の責任を負う。

3 コンプライアンス推進責任者は、科研費の執行及び管理に係る全ての構成員に対しコンプライアンス教育の実施状況を管理し、構成員が適切に科研費の執行及び管理を行っているか等をモニタリングし必要に応じて改善を指導する。

(不正防止計画)

第 10 条 最高管理責任者は、科研費を適正に管理し、不正の発生を防止するための不正防止計画を別途定めるものとする。

(科研費の使用に関する相談窓口)

第 11 条 科研費の不正使用に関する通報及び告発の受付窓口は、研究所長とする。

(科研費の不正使用に関する通報・告発の受付窓口)

第 12 条 科研費の不正使用に関する通報・告発の受付窓口は、研究所長とする。

(管理等の事務)

第 13 条 科研費の研究計画調書の取りまとめ及び補助金の経理管理等の事務は、生涯学習課(一般事務員)が所掌する。

(監査)

第 14 条 科研費の適正な執行及び管理を確保するため、最高管理責任者が指名する事務職員による内部監査を実施する。

(法令等の遵守)

第 15 条 研究所及び研究所に所属する研究者は科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会が定める各種の科研費に関する諸規定を遵守するものとする。

附 則

この訓令は、平成 23 年 1 月 7 日から施行する。

附 則(平成 25 年 8 月 20 日教育長訓令第 3 号)

この訓令は、平成 25 年 8 月 20 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 26 日教育長訓令第 6 号)

この訓令は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 4 月 1 日教育長訓令第 2 号)
この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。